

## TCPトリビンスプランの今後の方向性について

平成29年10月23日  
吉田町教育委員会

### 1. はじめに（背景）

- 2017年現在、インターネットや携帯電話の普及により、時間的・空間的な距離は縮まり、世界中の人々と瞬時につながることが可能となっている。また、人工知能が進化し、今後、第4次産業革命がやってくるとの予測もなされている。
- 国境を越えた人々の移動も珍しい時代ではなくなり、日本において在留外国人や外国人児童生徒の数も年々増加している。
- さらに、2007年生まれの子供の50%は、107歳まで生きることが期待されるとの予測もなされている。
- こうした科学技術の発展やグローバル化の進展、超高齢化社会の進行などは、さらに加速度を増して私たちの生活に影響を及ぼすことが予想され、これからの社会は先を見通すことがますます難しい時代となるということは明らかである。このことは吉田町も例外ではなく、考え続けなければならない重要な問題である。
- 吉田町は、古くから大井川の伏流水を活用した養鰻業や、駿河湾でのしらす漁が盛んで、現在でも町の特色を示す基幹産業であり、吉田の誇りである。
- 一方で、時代の流れとともに、町の産業構造も大きく変容し、現在は町の産業の多くを製造業が占めている。
- 時代の変化により、私たちの生活の在り方も大きく変化し、一人一人の価値観も多様化する中で、学校教育もこうした変化に対応したものと進化を遂げなければならない。
- 時代の変化を見通しながら、吉田町として、吉田に生まれ育つ子供たちにどういう大人になって欲しいのか、そして、そのために町としてどういう教育を行うことが求められるのか、しっかりと向き合い考えなければならない時期に来ている。

## (1) 現代社会に見られる今日的な課題

- これからの時代を見通した時、現代社会に見られる課題として、例えば以下のようなものが考えられる。
  - ① 児童生徒について
    - ・ 知識基盤社会化の到来やグローバル化の進展
    - ・ 思考力・判断力・表現力や知識・技能を活用する能力の不足
    - ・ 自分への自信の欠如や自らの将来への不安、体力の低下
    - ・ 学習意欲の低下、学習習慣・基本的生活習慣の未定着
    - ・ 特別な支援が必要な児童・生徒の増加
  - ② 教職員について
    - ・ 社会の変化や保護者・地域の要望等、学校が抱える課題の多様化・複雑化
    - ・ 多忙化、多忙感の増大、長時間労働の常態化
    - ・ 授業に対する準備の不足
    - ・ 子供と向き合う時間の減少
  - ③ 保護者について
    - ・ 女性の社会進出の拡大に伴う家庭環境の変化
    - ・ 共働きの世帯の増加、ひとり親世帯の増加
    - ・ 子供と一緒に過ごす時間や教育に費やす時間の減少
    - ・ 保護者の力だけでは教育に専念できない状況
    - ・ 経済的格差の影響
- こうした今日的な課題に向き合い、学校教育の在り方を考えていくことが重要である。

## (2) 学習指導要領の改訂と育成を目指す資質・能力

- 平成29年3月に学習指導要領が改訂された。改訂された学習指導要領は、時代の変化にともない、各教科等を通じて育成すべき資質・能力は何か、そして、その資質・能力を身に付けるためにどうすればよいかという議論を経て、全国の教育課程の基準として定められたものである。
- 今回の学習指導要領の中では、各教科等を通じて育成を目指す資質・能力を①知識及び技能、②思考力、判断力、表現力等、③学びに向かう力、人間性等という3つの柱に整理し、これらをバランスよく

育成することが重要であるとされている。

- また、こうした資質・能力をバランスよく育てるためには、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善が重要であるとされており、平成28年12月21日の中央教育審議会答申には、この点について以下のとおり示されている。

- 「主体的な学び」とは、学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげることができるようにすることであり、子供自身が興味を持って積極的に取り組むとともに、学習活動を自ら振り返り意味付けたり、身に付いた力を自覚したり、共有したりすることが重要である。

- 「対話的な学び」とは、子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自分の考えを広げ深めることであり、身に付けた知識や技能を定着させるとともに、物事の多面的で深い理解に至るためには、多様な表現を通じて、教職員と子供や、子供同士が対話し、それによって思考を広げ深めていることが重要である。

- 「深い学び」とは、学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見出して解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることであり、教員は教える場面と、子供たちに思考・判断・表現させる場면을効果的に設計し関連させながら指導していくことが重要である。

- こうした学びを実現する上では教材研究が重要となる。これまでも、小学校や中学校では教員による不断の授業改善が行われているが、今後は、これまで以上に、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善が求められることとなる。

- また、この度の学習指導要領の改訂においては、小学校3・4年生で外国語活動が、小学校5・6年生で教科としての外国語が新たに設置され、平成30年度から授業時間数が段階的に増加することとなっている。

- さらに、新たに「プログラミング教育」に関する内容を指導しなけ

ればならないことや、平成30年度から小学校で、平成31年度から中学校で道徳が教科化されることにより、指導方法の改善や道徳科の評価を行うことが求められている。

- こうしたことに対応するためには、授業時間を確保すること、また、研修や授業準備の時間をこれまで以上に確保すること、さらに、評価する時間を確保することといった時間の確保が必要となる。
- しかし、現在の学校教育は教員の超過勤務を前提としたシステムに支えられており、その勤務状況を見る限りは、平日にこうした時間をこれ以上確保することは困難であり、その構造的な改革が求められる。

### (3) TCPトリビンスプランの概要

- 「TCPトリビンスプラン」は、平成28年4月に町長から総合教育会議事務局に対し、「子ども」、「教職員」、「保護者」の三者共益のプランを検討して欲しいとの指示に基づき事務局において検討を重ね案が作成されたものである。
- その後、平成29年2月23日に開催された、吉田町総合教育会議において、本プランについて合意が図られた。
- 現在、夏休みの長さに注目が集まっているが、そもそも本プランは「三者共益」を目指した総合的な教育改革プランである。
- 本プランは、①子供の「確かな学力」を保障する環境づくり、②教職員が授業に専念できる環境づくり、③保護者（家庭）の教育ニーズに応じた環境づくりの三つの柱から構成されており、その中には、例えば、全小中学校へのエアコン完備などの教育環境の整備に関する施策や、外国語・国際理解教育の推進、幼保小の連携した教育の推進など教育内容の充実に関する施策など、様々な教育施策が盛り込まれている。（詳細は「資料No.2」を参照。）
- このような中で、特に「授業日の平準化」はその三つにまたがる施策となっている。その具体としては、6時間日を設定すると教員の勤務時間の中で、約30分程度しか教員自身がマネジメントできる時間がないことから、このことを、学校が超過勤務を前提としたシステムとなっている原因の一つと捉え、年間を通じて6時間日を設定しない時間割を編成することを可能にするために、年間授業日数を220日

以上としたものである。

- このことにより、小学校中学年以降の外国語に関する授業時間数の確保、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を行うための研修や準備時間の確保、その他、プログラミング教育や道徳の教科化に対応した準備や評価の時間の確保が可能となると考えている。
- さらに、平日の勤務時間の中で教員自身がマネジメントできる時間が増えることで、日によっては時間休を取得し、自己研鑽に励む時間とすることや、家族と過ごす時間とするなどのリフレッシュできる時間としてもらうことも期待したい。
- また、本プランには「学校事務の効率化」や「校務アシスタントの配置」、「部活動指導員の配置」など、教職員の多忙化の解消につながる施策も盛り込んでおり、そうした施策もあわせて実施していくことで、さらに三者共益に資するプランとなるものであるため、個々のプランを個別に捉えるのではなく、プラン全体として取り組んでいくことが重要である。

## 2. これまでの経緯

- 前述のように「TCPトリビンスプラン」については、平成29年2月23日に総合教育会議において合意が図られたものであるが、その後、教育委員会事務局により、保護者説明会、学校説明会、意見募集等を経て、現在に至っている。
- 保護者に対しては、3月に保護者会でプランの概要を説明したり、概要版の資料を送付したりした。また、4月のPTA総会において教育委員会事務局から説明を行った。さらに、平成29年6月19日から23日の間で、川尻会館、住吉会館、片岡会館、自彊館において保護者説明会を実施した。これらの場においては、プランの概要を保護者や地域住民に説明するとともに、質疑応答、アンケートも実施している。
- また、説明会以降8月31日までを締め切りとして、意見募集を行い、結果104件の御意見をいただいたところである。
- 学校に対しては、平成29年2月23日の総合教育会議の後の2月28日に教育委員会事務局より学校長にプランを説明し、教職員への

説明及び関係資料の配付を依頼した。その後、教育委員会事務局から6月27日に管理職対象の説明会、7月26日～8月24日までの間に各校1回ずつ全教職員を対象とした学校意見交換会を行った。また、7月末には全教職員を対象として紙面によるアンケート調査を行っている。

- 教育委員会では、総合教育会議の合意事項を最大限尊重した上で、保護者や教職員等からの意見をもとに、TCPトリビンスプランの今後の方向性について検討を行った。

### 3. 教育委員会における検討の経過及び結果

#### (1) 検討の経過

- 8月末までにいただいた様々な意見をもとに、教育委員会を開催し、トリビンスプランの今後の方向性について議論を行った。
- 開催実績は以下のとおりである。
  - ・ 9月25日（月）
  - ・ 9月28日（木）
  - ・ 10月6日（金）
  - ・ 10月12日（木）
  - ・ 10月17日（火）
  - ・ 10月23日（月）

#### (2) 検討の内容

- 教育委員会の中では、保護者や教職員等の様々な意見を踏まえ議論を行った。その概要については以下のとおりである。

##### ① TCPトリビンスプランの進め方について

- 教職員に理解を深めてもらうことが先決である。その際、教育委員会との信頼関係を大切にすることが必要である。その上で、時代の変化等にともない、教職員の働き方も変化しなければならない。そのために教職員が自身の働き方を主体的に考えていける体制を整えることが求められる。
- 教職員への説明の後、保護者についても理解を深めてもらうための手立てを講じる必要がある。
- 進めるに当たっては、教職員や保護者から出された不安や課題をどのように解消していくかについてもあわせて、見通しをもって説明をすることが重要である。
- なお、全町民に対するアンケート調査については、教育委員会

事務局からの説明不足もあり、プラン全体に対する理解が進んでいないと考えられる中で行っても正確なデータを得られないことが予想されることから、現時点において行う必要はないと考える。

## ②「授業日の平準化」の具体的な課題について

○ 「授業日の平準化」を実施する上での具体的な課題は、以下のとおりである。

(保護者及び児童生徒)

- ・ 登下校中の熱中症対策
- ・ 高校1日体験入学
- ・ 中学校体育連盟主催の大会
- ・ クラブチーム等の大会や練習
- ・ 夏期講習
- ・ 放課後児童クラブの受け入れ
- ・ 家族との触れ合いや豊かな体験の機会の減少
- ・ その他、民間が主催する長期休暇を前提として行われる行事

(教職員)

- ・ 研修の機会が狭められる
- ・ 教員免許更新講習などの受講日時の調整
- ・ 夏期特別休暇及び年次有給休暇の取得機会の逸失

○ 「保護者及び児童生徒」における課題の中で、高校1日体験入学及び中学校体育連盟主催の大会については、参加する生徒及びその引率のため教員が複数名学校を不在にすることから、これらの期間を授業日とすることは現実的ではない。

○ したがって、高校1日体験入学及び中学校体育連盟主催の大会について、関係機関との調整が終わるまでは引き続き夏季休業日とすることが適当であり、そのため平日に5時間日や6時間日ができることはやむを得ない。なお、検討に当たっては夏休みの縮減のみではなく、冬休みや春休みでの調整も視野に入れて検討すべきである。

○ その他の課題については、引き続き、教育委員会事務局において調整を図る必要があるが、実施までには調整を終え結論を示す必要がある。

- 「教職員」の課題の中で、研修の機会が狭められることや、教員免許更新講習などの受講日時の調整については、夏季休業中にどの程度の日数の研修や講習が生まれ、そのことによる教育活動への影響はどうかということを検証し更に検討すべきである。
- 「夏期特別休暇及び年次有給休暇の取得機会の逸失」については、吉田町教育委員会においては学校自体を完全に閉庁する「学校閉庁日」を一定期間設けていること、教職員が教育公務員という専門性のある職業であることを大切にしつつも、時代の変化に合わせて教員の働き方も変わらなければならないということを前提に検討を重ねていく必要がある。
- また、平日の勤務時間の中で教員自身がマネジメントできる時間が増えるため、日によっては時間休を取得し、教員が自己研鑽に励む時間とすることや、家族と過ごす時間とするなどのリフレッシュできる時間としてもらうことを期待したい。
- なお、具体的な課題への対応として、夏休みではなく、冬休みや春休みを縮減することにより解決できる問題も含まれているため、夏休みだけではなく、冬休みや春休みを活用するなど、年間を通して全体として授業日数を検討することが重要である。

### ③夏休みの意義について

- 教育委員会として、夏休み自体の価値を軽視しているわけではない。夏休みは、旅行や帰省など家族等との触れ合いや、友人と学校ではない場所で様々な体験を共有することで絆を深めたり、自己を成長させたりしていくことのできる時間であると捉えている。
- 学校は、日々の学校生活を通して、子供たちに身に付けさせた力を、学習指導要領や教育計画などに基づき、意図的、計画的に教育する場であるが、そこで獲得した力は、日常生活で発揮できてこそ本当の力である。したがって、夏休みなどに実社会、実生活の場で家族や友人等と様々な経験をする中で、獲得した力が発揮され、学校で学んだことが生きて働く力となることが期待される。こうした意味でも、夏休みは重要な役割を担っていると考える。

- 一方で、現代の子供の夏休みの過ごし方に目を向けてみると、テレビやゲームなどに長時間を費やし、夏休みを有意義に活用できていないのではないかとということも言われている。
- また、共働き世帯の増加や核家族化により、夏休みであっても平日の日中は子供だけで過ごす場合もある。
- こうした実態を前にして、子供が夏休みを有意義に過ごすことができるのか、また有意義に過ごすためにはどのような手立てが必要かということについては、さらに議論の余地がある。
- 各家庭における価値観の問題でもあるため、教育委員会として一つの枠に当てはめることは困難である。しかし、夏休みの意義や各家庭の実態を鑑みれば、夏休みを有意義に過ごすためには、夏休みがこれまでと同じ日数でなければならないというわけではないと考える。

#### ④その他について

- 小学校と中学校とでは、成長の違いや各種行事の違いなどから、「授業日の平準化」を考える際には、それぞれ状況により差異が生じることは考えられる。
- 小学校第1学年から第3学年は、小学校第4学年から第6学年及び中学校と比べてそもそも授業時間数が少ないこと、また、学習指導要領の改訂においても授業時間数の増加がなかったことから、220日の日数がなくとも年間を通じた5時間日の設定が可能となる。
- しかし、学校においては教育活動を運営する上での影響等に配慮し、小学校第1学年から小学校第3学年についても基本的には他学年と授業日数を合わせることを妥当であると考え。ただし、現時点においても入学式や卒業式などの行事の日程上、授業日数に差は生じており、そうした差に基づき教育活動に支障のない範囲で授業日数が220日を下回ることも考えられる。
- 平成29年度は「授業日の平準化」の移行期間として4日間授業日数を増加し、その分、昨年度より4時間日を多く設定している。その結果、教員の超過勤務時間の縮減が図られており、また

教員のアンケート調査からは、「ゆとりをもって授業の準備ができた」「じっくり教材研究に取り組むことができた」といった声が聞かれ、その効果の一端を見て取ることができる。

- 今後、今年度の成果の検証を、トリビンスプランの目的に照らしてどうであったかという視点から更に進めることが、保護者や教職員の理解を深めることにつながり、「授業日の平準化」を進める上でも重要である。
- トリビンスプランは、様々な施策を盛り込んだ総合的な教育計画であるが、これまでの意見等を踏まえると、「授業日の平準化」以外の施策については、平成29年2月23日の総合教育会議で合意した方向で進めることが適当である。
- その際、予算との関係もあるため、個々の環境整備がTCPトリビンスプランの目的とどうつながるのかという視点から優先順位を考え実行していくべきである。
- なお、教育委員会としては、平成29年2月23日の合意事項に加え、教職員の要望や学校の実態を踏まえ、「トイレ改修（洋式化）」及び「職員室のオフィス化」を新たなプランの施策としたい。

#### **4. 教育委員会としての方向性**

##### **(1) 理解の推進**

- 意見募集等の結果、教育委員会事務局の説明の不足もあり、教員や保護者へ理解が浸透していないことが課題としてあげられる。さらなる理解を深めるため、丁寧に説明を尽くしていくべきである。
- また、理解を深める上では、教育委員会として各種団体との調整や放課後の過ごし方など、現在検討中としている事項について、可能な限り早く示すことが重要である。
- さらに、今後は、更なる理解を深めるため、また、真の「トリビンス」を実現するため、教職員等関係する人々が主体的に本プランの実現に向けて活動することができるよう、教職員と意識の共有を図りながら進めていくことが必要である。

## (2) 実施時期

- 教育委員会としては、トリビンスプランのうち「授業日の平準化」については、その目的や意義は重要であるが、それを達成するためには、①教職員や保護者にその趣旨や目的をしっかりと理解してもらうこと、②長期休業日を縮減するに当たっては県教育委員会高校教育課や義務教育課、健康体育課、静岡県中学校体育連盟、クラブチームなどとの調整を引き続き図ること、③教職員や保護者の意見も踏まえ検討を進めることが重要であるため、プランを進める上では更に一定の期間が必要であると考えます。
- したがって、平成29年2月23日の総合教育会議の合意は最大限尊重しつつ、「授業日の平準化」については、授業日数「220日以上」とする完全実施の時期を平成30年度とすることは見送り、平成30年度は、引き続き移行期間とすることが妥当である。
- また、これまで「授業日の平準化」においては「授業日数220日以上」としてきたが、授業日数については各年度における暦の違いにより年度ごとに日数も違ってくることが予想されることや、卒業式や入学式など学年によって行われる学校行事も違うことから全ての学年で授業日数を統一することが難しいこと、さらに、小学校と中学校とでは行事や成長段階の違いにより、学校の教育活動や児童生徒の生活スタイルに違いがあり、これらを加味せずに一律で考えることで返って教育活動に支障が生じることも考えられることから、「220日以上」という表現を改め、「基本220日」とすることが妥当である。
- なお、「授業日数220日」は、前述のとおり、新学習指導要領に対応した授業時間数の確保及び授業準備時間の確保等を行い、子供たちに、社会がどのように変化しても、そこで力強く生きていくために必要となる資質・能力を確実に身に付けてもらうための時間を生み出すための施策であり、その目的及び趣旨に変わりはない。
- したがって、平成30年度の実施は見送ることとするが、トリビンスプランの「授業日の平準化」については、新学習指導要領に対応した施策であることから、小学校学習指導要領が全面実施となる平成32年度には「授業日数基本220日」を完全実施とする。
- 平成30年度及び平成31年度は移行期間となるが、その期間の教育課程については、平成32年度からの「授業日の平準化」の完全実

施を見据え、町民や保護者への丁寧な説明はもとより、教育委員会と各学校が協議を重ね進めていくこととする。

- なお、「授業日の平準化」以外のプランの施策については、意見募集等の結果を踏まえれば、プランの目的に照らして優先順位を付け、可能なものから順次実施していくことが必要である。
- また、「トイレ改修（洋式化）」及び「職員室のオフィス化」について、新たにトリビンスプランの施策として位置づけることとしたい。

## 5. おわりに

- TCPトリビンスプランは、子供たちが活躍する20年後、30年後の未来を見据えつつ、その社会の中で、吉田町で育った子供たちが、それぞれ選択した場所で生き生きと活躍してほしいという願いを込めたプランである。
- 保護者や教職員をはじめ、全ての町民がこれを契機として、次代を担う吉田町の子供たちにとって真によい教育とは何かを考え続けることにより、「人が集い 未来へはばたく 魅力あふれるまち 吉田町」となることを切に願っている。
- 教育委員会としても、吉田町の子供のためにどのような教育を展開することがよいのか、そのためには何が必要なのかということを常に念頭に置きながら、保護者や教職員の思いも受け止め、その責任において各施策を実行してまいりたい。